

## 市報第 6 号 水道管破裂事故についての損害賠償額の決定の専決処分報告

## 1 内容

平成 24 年 6 月に水道管の老朽化による破裂事故が発生し、事故発生場所の道路に面している住宅を浸水させ、建物、設備等を汚損しました。この被害に係わる補償について、被害者より早期の支払いを求められ、特に緊急を要したことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用し、平成 24 年 8 月 1 日市長において専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により報告します。

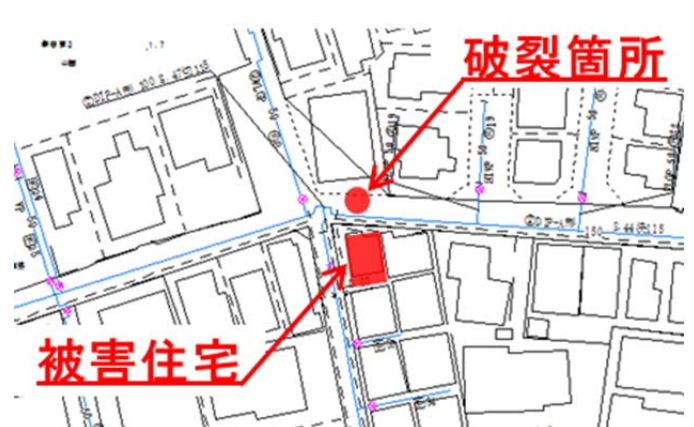
## 2 事故の概要

- ・発生日時 平成 24 年 6 月 21 日（木）午後 10 時頃
- ・発生場所 鶴見区潮田町 1 丁目 60 番地先
- ・被害者 青葉区市ケ尾町 2, 149 番地の 13  
株式会社グリーンコーポレーション

【案内図】



【事故発生場所拡大図】



## 3 損害賠償額

4, 076, 423 円

(内訳)

種 別	金 額
建 物 修 繕 費	2, 966, 250 円
設 備 費	808, 216 円
諸 経 費	301, 957 円
計	4, 076, 423 円

# 事故の概況図

